無料配信中！

外国人採用に必須知識！

在留資格 完全ガイド

ガイダブルジョブス

家族滞在

技能実習

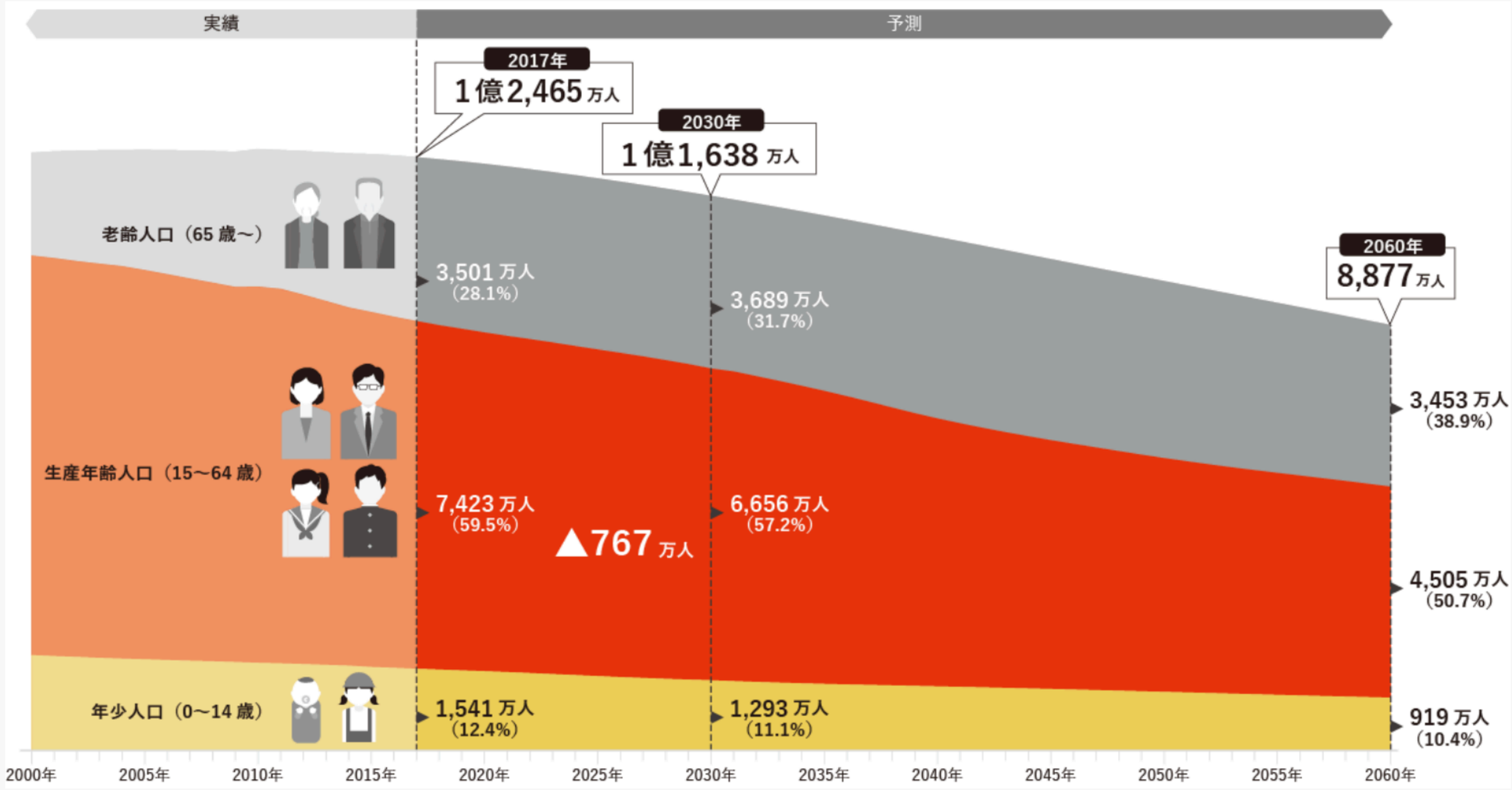
定住者

特定技能

を始めとする
全29の在留資格を
徹底的に網羅！

～就労ビザ・特定技能・外国人留学生・不法就労～

残り10年足らずで、767万人の労働人口減

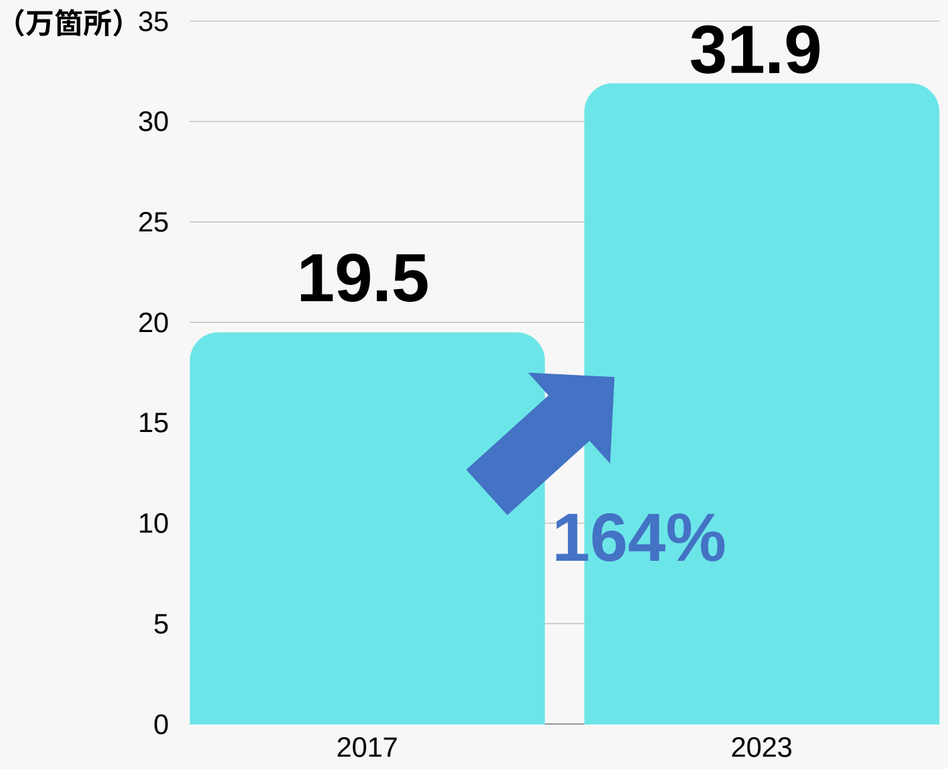


出典：パーソル総合研究所×中郷大学 「労働市場の未来推計2030」

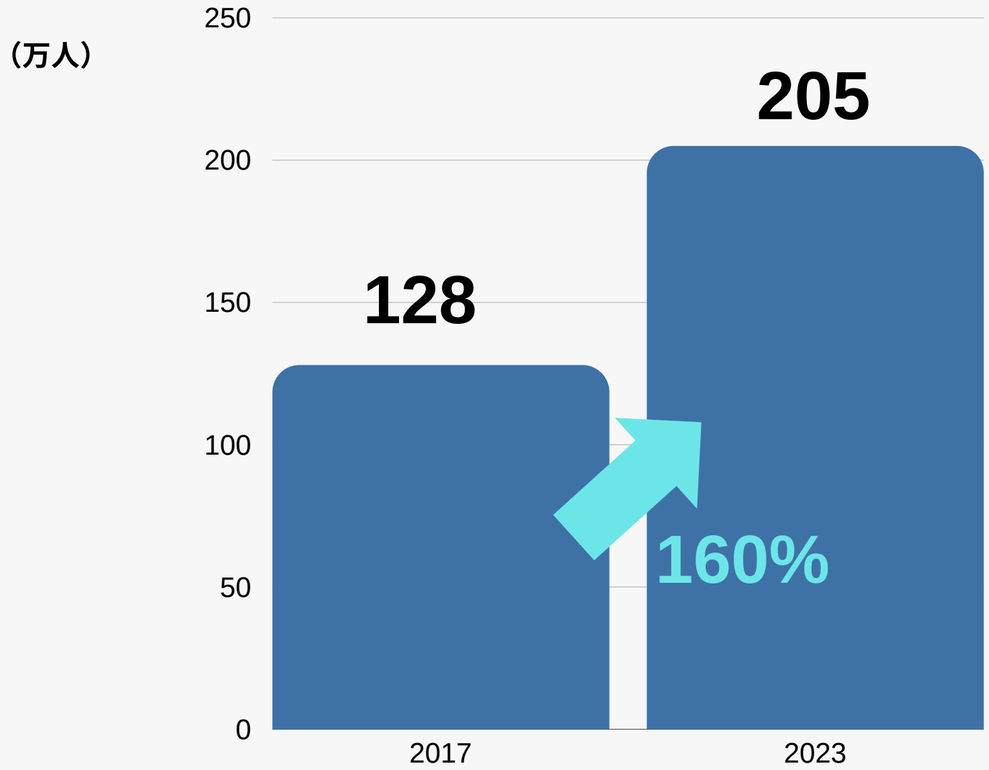
” 既に”増えている外国人採用

外国人を雇用する事業所も、就労者も、6年で**1.6倍**近くに
日本の労働人口減少ペースからも、今後も**外国人雇用が加速する**ことは確実

外国人雇用事業所数



外国人就労者数



出典：「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（令和5年）

目次

1. 「就労ビザ」とは？
2. 就労資格ないのに働ける？「留学生」ビザの特徴
3. 不法就労のリスク
4. 話題の「特定技能」：メリット・デメリット
5. 職種、業種を問わず日本で働くことができる在留資格

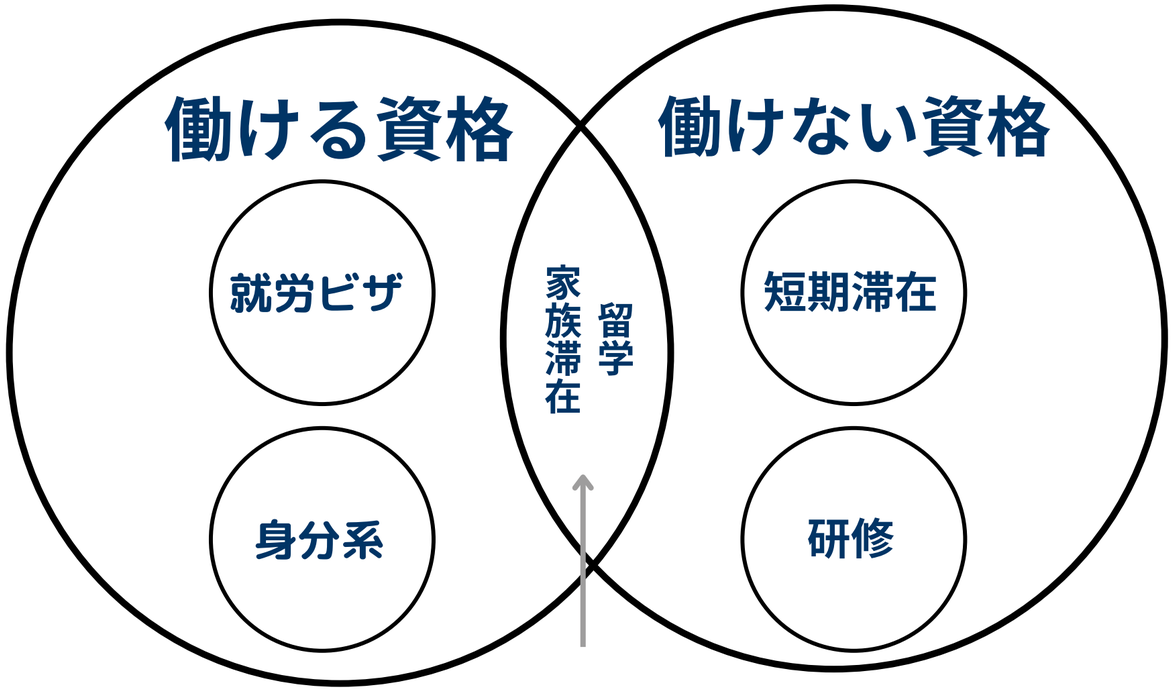
在留資格（２９種類）

在留資格とは、外国人が日本に在留するにあたり必要な資格

在留資格(ビザ)はパスポートに添付され、入国の際に必要な書類の一部となります。この「ビザ」も渡航の目的によって、外交・公用・就業などいくつかの種類に分かれています。

在留外国人は、**「永住者」「定住者」「日本人の配偶者」「永住者の配偶者等」など、制限なく働ける在留資格を持つ場合、および特定の職業において就労資格を持つ場合、日本で働くことができます。**

後者については、現行制度では19種類の業務（外交、経営・管理、公用、教授、芸術、宗教、報道、法律・会計、教育、研究、興行、医療、技能実習、特定技能、介護、高度専門職、技能、企業内転勤、技術・人文知識・国際業務）が就労ビザの対象とされています。



条件付きで就労可能！

実際に働ける資格が意外に多い（※ただし、条件付き）

就労ビザ

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使，公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家，画家，作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者，カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者，管理者等
法律・会計業務	弁護士，公認会計士等
医療	医師，歯科医師，看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校，中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等，通訳，デザイナー，語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優，歌手，プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師，スポーツ指導者等
特定技能（注１）	特定産業分野（注２）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

身分系

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者，我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系３世，外国人配偶者の連れ子等

その他：原則働けない

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人，ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（※）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客，会議参加者等
留学	大学，専門学校，日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者，子

外国人採用のビザは大きく分けて3種類



身分系

仕事内容や、
在留期限など

↓

一切の制限なし



資格外活動

**週に28時間のみ
働くことができる**

※資格外活動許可を得た上で

・留学
・家族滞在
・文化活動



就労ビザ

**働ける業種・職種に
制限あり**

・技能実習
・特定技能
・特定活動
・技人国

2 就労活動に一切の制限のない身分系

- ☑ 永住者
- ☑ 定住者
- ☑ 永住者の配偶者
- ☑ 定住者の配偶者

身分系の特徴

- 必要な書類は、日本人雇用時手続き+「外国人雇用状況届出」のみ
- 居住の準備不要
- 比較的日本語レベルが高い
- 時間制限＆活動制限がない
- × 不法就労リスクを減らせる

2

資格外活動

「 資格外活動許可」を取得することによって
条件付きでの就労が可能

他の仕事と合計での就労時間制限

留学・家族滞在の特徴

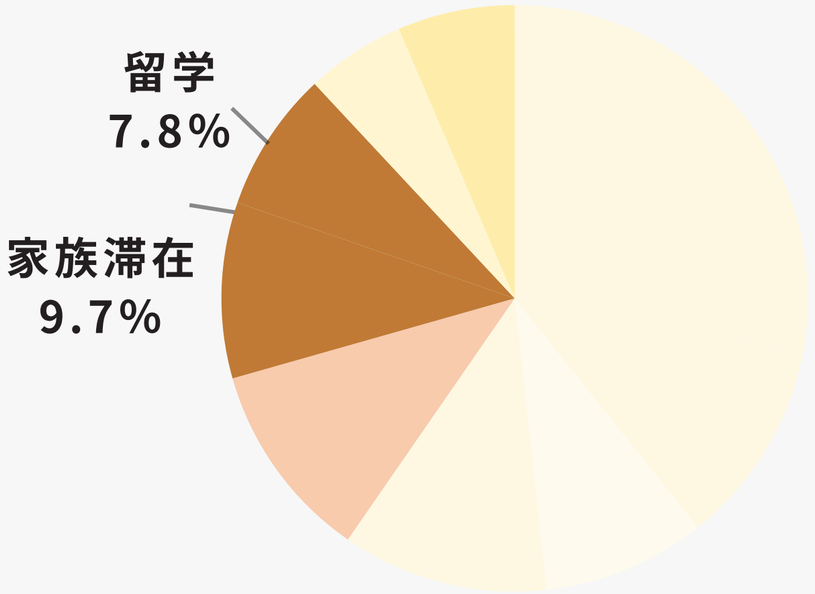
週28時間まで

日本語レベルはピンキリ

学校後の勤務なので夜勤なら◯

※詳しい資格外活動許可の申請の情報はこちらから

各在留資格の割合



2



就労ビザ

- 技術・人文知識・国際業務
- 特定活動46号（通称：N1特活）
- 特定技能
- 技能実習

主要ビザにおける採用時の特徴

育成就労 → 技能実習▶育成就労に変わる
企業側の負担（教育＋コスト）は依然として高い

特定技能1号
16分野/在留期間通算5年まで

特定技能2号
11分野/在留期限を更新し続ける限り在留可能

★特定技能は労働者側が資格を取得するハードルが高い
（日本語能力検定＋技能検定の取得）
↑但し、技能実習2号を良好に修了したものは免除

★採用にはノウハウが必要
（特定技能雇用契約書や登録支援期間との連携など）

外国人留学生 → 就労期間が短い
正社員での採用は困難

身分系 → 就労制限がない

採用時にかかるコスト

【特定技能】

イニシャルコスト（初期費用）	人材紹介会社へ支払う採用費用	30~60万
	在留資格(ビザ)の認定・変更申請の委託費用	12~20万
	住居に関わる費用	20~40万
	健康診断費用	1万
合計費用	1名あたり63~121万円	

ランニングコスト（維持費用）	登録支援機関へ支払う支援委託費用	2~3万/月
	在留資格(ビザ)の更新申請代行費用	6~10万
	外国人への給与等	20~40万
	協議会(JAC)費用 ※建設業のみ	年額39~48万
合計費用	1名あたり 給与＋2~3万/月　6~10万/年1回 （※建設業は年額39~48万も発生）	

参照：https://corp-japanjobschool.com/divership/tokuteiginou-cost

採用時にかかるコスト

【技能実習】

①監理団体への入会と年会費
→団体管理型で技能実習生を受け入れる際は、管理団体へ入会する必要がある。

②現地への事前訪問費用
→WEB面接に対応している監理団体もあります。

③入国渡航費、入国後にかかる費用
→入国渡航費、在留資格申請、管理費用、健康診断費用等。

※監理団体等に要ご相談お願いいたします。

1名採用あたり

70~120万

採用時にかかるコスト

【身分系】

	技能実習生	身分系
母数	27万人	**151万人**
推移 (2018→2021 人数比較)	減少：84%	**増加：104%**
雇用の手間	監理団体への入会、現地への視察、ビザの手配、入国の渡航準備、入管当局への提出書類、寮の手配 など	**日本人雇用時の手続き ＋1種類の追加書類のみ**
就労制限	期間：通常3年、最長5年まで 業種：指定	**なし**
日本語レベル	日常会話未満も多い	**日常会話以上が多い**
ランニングコスト	管理費、住居費、渡航費 在留資格の更新費 など	**給与以外なし**

量・質・費用
いずれの面からも
身分系を積極採用すべき！

制限付きで働ける「就労ビザ」 → 採用する際には注意！！

在留資格で許可されていない業務はさせてはダメ

例えば、外国人デザイナーを採用したい！

外国人求職者 前職で中学校で英会話を担当＝在留資格は**「教育」**

デザイナ~の仕事 在留資格は**「技術・人文知識・国際業務」**



※在留資格の変更手続きができれば雇用可

そのため、外国人社員は在留資格を変更する必要があり、そのための手続きを行わなければなりません。手続きを行えば正式に雇用できますが、もし手続きをしないまま雇用してしまうと活動外の仕事に従事しているとして**「不法就労」**になってしまいます。

条件を満たさないのに外国人を採用すると、**「不法労働助長罪」**に問われるので注意しましょう。例えば、アルバイトとして雇用できるのは、定住者、日本人の配偶者、永住者、永住者の配偶者、ワーキングホリデービザ取得者のみで、個別に許可を得ている場合に限り、「文化活動」「留学」「家族滞在（就労資格で在留する外国人の配偶者や子）」での在留資格でも雇用できます。

主な就労ビザと担当できる仕事内容

技術・人文知識・国際業務

【例】
エ自動車メーカーの日本国内の工場で自動車のエンジニアとして働く中国人の技術者

日本で外国人を採用する場合で最も多い就労ビザ

高度専門職

【例】
日本の大手IT企業で働くインド人のソフトウェアエンジニア

該当職種は「技人国」とほぼ一緒。高度な専門知識と技術をもつ外国人に与えられる在留資格

企業内転勤

【例】
フランスの化粧品メーカーの日本支店で働くフランス人のマネージャー

海外の支店（本店）から、日本の本店（支店）に、社員を期間を定めて転勤させる際に与えられる在留資格

日本で外国人を採用する場合で最も多い在留資格は**「技術・人文知識・国際業務」**です。例えば、エンジニアやデザイナー、営業、通訳などは全てこの在留資格が当てはまります。また、最近は、国内外問わず優秀な人材を求める傾向がより強まり、在留資格「高度専門職」と呼ばれる、高度な専門知識や技術を有した外国人を採用する企業も増えつつあります。

加えて、日本と海外に会社がある企業も増えつつある現在、海外の支店（もしくは本店）から、日本の本店（もしくは支店）に、社員を期間を定めて転勤させることもあるかと思います。このような場合には在留資格「企業内転勤」が認められることもあります。

労ビザの取　と更新

就労ビザの取得方法

外国人が企業や機関に就職し就労する場合はその企業、機関との正式な雇用契約が成立している必要があります。雇用契約があるという前提に基づいて　労ビザの申請を行います。よって、　労ビザの申請が不許可になった場合、雇用契約が破棄になることもあるので注意が必要でしょう。雇用契約の証明として労働条件通知書が必要になります。労働条件通知書とは、職務内容、　業場所、勤務期間、地位、給与の情報が記載されている雇用契約書のことです。外国人は　労ビザ発行に必要な条件を満たしていることを証明するために、これらの書類のコピーを出入国在留管理庁に提出しなければなりません。

就労ビザは更新が可能！

就労ビザの期間満了以降も日本に滞在して仕事を希望する場合はビザの更新が可能です。出入国在留管理　にて在留期間更新許可申請書を提出して更新手続きを行います。ただし、税金の滞納や犯罪を犯したり素行不良の場合はビザ更新が不許可になる場合があるので注意が必要でしょう。ビザの期間満了　、更新せずに日本に滞在し続けることは不法残留となり、退去⍰制事由となります。手続きは満了日より前に行うことが大原則で、在留期間が6か月以上の場合には満了日の3か月前から行うことができます。

目次

1. 「就労ビザ」とは？
2. 就労資格ないのに働ける？「留学生」ビザの特徴
3. 不法就労のリスク
4. 話題の「特定技能」：メリット・デメリット
5. 職種、業種を問わず日本で働くことができる在留資格

原則として日本での就労が認められていない在留資格・活動内容

日本での就労が認められていない在留資格は以下の5種類があります。

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者など
短期留学	観光客、会議参加者など
留学	大学、専門学校、日本語学校などの学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格などで在留する外国人の配偶者、子

留学生のアルバイトは不法就労？

　表に記載されている5種類の在留資格は原則として日本での就労が認められていません。しかし、実際には留学生などがアルバイトをしている姿を見かけることも多いのではないでしょうか。
　実は基本的には就労が許されていない在留資格でも**「資格外活動」**を申請し、許可されれば上記の在留資格でもアルバイトを行うことが可能になります。

資格外活動を申請すれば働くことができる

資格外活動とは

「資格外活動」とは、例えば在留資格「留学」などで日本に在留している外国人が、
現在の資格を保有したまま、本来の在留資格に関わる活動を邪魔しない範囲で収入を伴う活動
を行うことを言います。すなわち、留学生がアルバイトをしたい場合、「資格外活動」の許可を出入国在留管理庁（旧：入国管理局）に申請し、許可されればアルバイトを行うことが可能です。許可を貰わないまま、資格外の活動を行うと「不法就労」と受け取られてしまう可能性があり、最悪の場合は強制送還されてしまうこともあります。

資格外活動を許可されたからといって、無制限に働ける訳ではない！

(例)　留学ビザの場合、1日8時間以内/週28時間以内
家族滞在ビザの場合、週28時間以内

　留学生をアルバイトとして採用する際には、これらの規定条件などをしっかりと確認してから採用するようにしましょう。また、掛け持ちでアルバイトを行っている場合などでも、全てのアルバイト先の就労時間の合計が週28時間を越えてしまうことは許されていません。ですので、アルバイトの掛け持ちの有無なども合わせて確認しておきましょう

留学生が日本で就職する場合

在留資格変更許可申請を行い、就労可能な在留資格へ変更許可を得る必要がある

内定を得た留学生は、住居地を管轄する地方出入国在留管理官署へ在留資格変更許可申請を行い、就労可能な在留資格へ変更許可を得た後、就職することとなります。したがって、内定を得ても就労可能な在留資格への変更許可が得られなければ就職できないことになります。

許可には相当の理由が必要

出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」といいます）は、在留資格の変更の許可要件について、在留資格の変更申請をした外国人が提出した文書により、在留資格の「変更を適当と認めるに足りる相当の理由」があるときに限り、これを許可することができると定めています（入管法20条3項）。

留学生が日本で就職する場合

在留資格の変更許可のポイント

変更許可率は
79.9%

留学して修得した知識と職務内容との関連性がある
素行不良でないこと

　留学生が就労可能な在留資格へ変更許可を得るためのポイントはいくつかありますが、その内の一つとして、留学して大学等で修得した知識が、就職して実際に行う職務内容と関連性があることが挙げられます。例えば、**経営学部を卒業した留学生が、**就職先でマーケティングを行うのであれば関連性があると認められると考えられますが、**システムエンジニアを行うのであれば関連性があるとは認められず不許可となる可能性が高い**と考えられます。

大学などを卒業した留学生が日本で就労する場合

　在留資格を「留学」から「特定活動」に変更する必要があります。留学ビザのまま、就職活動をすることはできません。就職活動で内定が得られたら、在留資格を就労ビザに変更申請します。申請時には、職務内容や報酬などが記された雇用契約書（採用内定通知書）や就職先の決算報告書などが必要になります。専攻分野と業務との関連性、就職先の企業の安定性などさまざまな角度から審査が行われます。

大卒で就職は9割が「技・人・国」

教育機関卒業時点で、日本企業への就職が決定している場合

大学
専門学校
日本語教育機関

→ 在留資格変更許可申請

- 技術・人文知識・国際業務
- 特定活動(46号)
- 特定技能

教育機関卒業時点で、日本企業への就職が決定していない、採用までに時間がある場合

大学
専門学校
日本語教育機関

→ 在留資格変更許可申請

- 特定活動(継続就職活動)
- 特定活動(就職内定者)

目次

1. 「就労ビザ」とは？
2. 就労資格ないのに働ける？「留学生」ビザの特徴
3. 不法就労のリスク
4. 話題の「特定技能」：メリット・デメリット
5. 職種、業種を問わず日本で働くことができる在留資格

不法就労のリスクと対策

不法就労とは

【対象】
・就労が認められない在留資格で在留している外国人
・在留期間を超えてあるいは上陸の許可を受けることなく滞在している外国人

➡就労すると不法就労になり、**強制退去**などに処されます

届出が必要な場合

日本の国籍を有しない方で、在留資格「外交」「公用」以外の方が届出の対象となります。
※「特別永住者」（在日韓国・朝鮮人等）の方は、特別の法的地位が与えられており、本邦における活動に制限がありません。このため、特別永住者の方は、外国人雇用状況の届出制度の対象外とされておりますので、確認・届出の必要はありません。

不法就労のリスクと対策

不法就労による企業への影響

不法就労に該当する雇用を行ったり、あっせんしたりすると、不法就労助長罪になります。ここで重要なのは**不法就労をした外国人本人だけでなく、そのような人材と知らずに雇った企業側の経営者や人事担当者なども罪になる**点です。このことを理解していない人事の方も多いので、必ず確認しておきましょう。

企業が注意する点

- **在留カードの番号の有効性**
  ➡在留カード番号失効情報紹介ページにて確認可能
- 在留資格が**「留学」**や**「家族滞在」**の場合
  ➡**資格外活動**の許可を受けているか確認

在留カードの確認方法

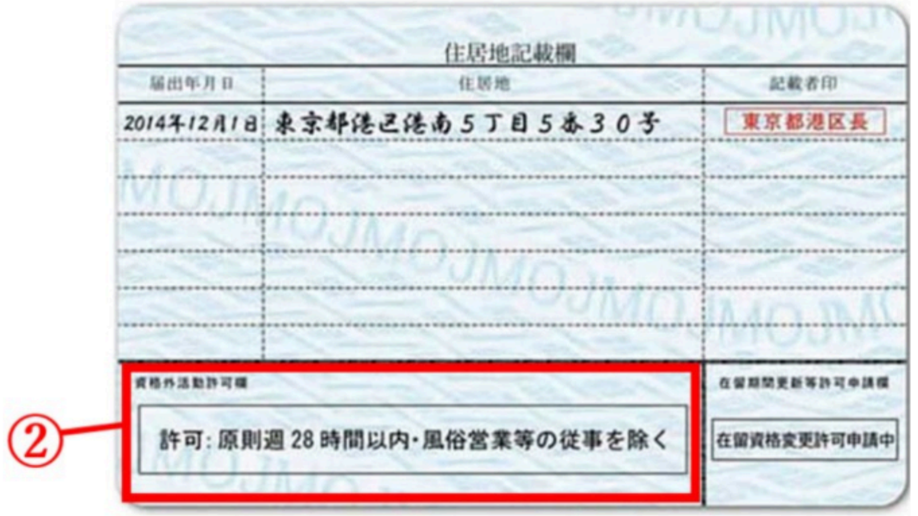
ステップ１　在留カードが本物かどうか、期限が切れていないかどうか等を確認する

ステップ２　以下の画像の①が「就労可能」となっているかどうか、就労不可の場合②で資格外活動許可を得ているかを確認する

オモテ面



ウラ面



不法就労となるケース

在留期限を超えたのに働いた

留学生が学校のある時期に
週28時間を超えて働いた

不法就労が企業に及ぼす影響

不法就労該当者を雇用 → **不法就労助長罪** → **技能実習生の雇用×事業にも悪影響**

採用後の注意点

労務管理を行う必要がある

例）留学生を雇っているならば、週28時間を超えていないか

外国人労働者の配置転換をする場合、在留資格と関連のある業務内容かどうか

不法就労パターン

就労している不法滞在者

オーバーステイしている不法滞在者。不法就労で最も多いケース

就労許可が出ていないのに労働している外国人

例）観光目的で来日している外国人など

許可された範囲を超えて労働している外国人

例）在留資格の範囲外と知らずに働かせたい場合など

就労許可さえあれば、企業が外国人労働者に何をやらせてもいいわけではありません。
もしも在留資格の範囲外で働かせたいのであれば、出入国在留管理庁からあらかじめ資格外活動許可を得る必要があります。ただし、その許可にも制限があるため、自由に何でもできることにはならないのです。

まとめ

在留カードやパスポートで
資格外活動許可の確認

労働時間の管理

労働基準法の遵守

外国人雇用状況の
届出の提出

目次

1. 「就労ビザ」とは？
2. 就労資格ないのに働ける？「留学生」ビザの特徴
3. 不法就労のリスク
4. 話題の「特定技能」：メリット・デメリット
5. 職種、業種を問わず日本で働くことができる在留資格

このニュースをご存知ですか？

特定技能２号、１１分野に拡大　政府、運用方針決定

2023年06月09日08時40分

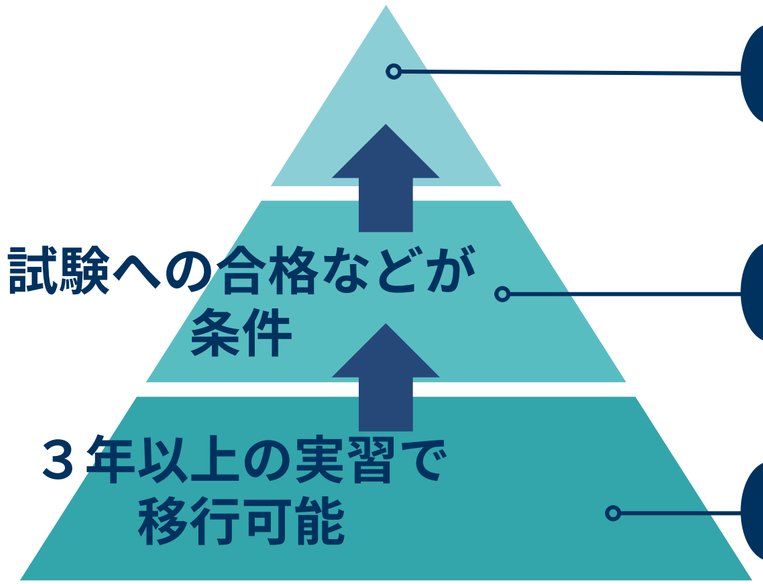


閣議に臨む岸田文雄首相（中央）＝９日午前、首相官邸

政府は９日の閣議で、熟練技能を持つ外国人労働者の在留資格「特定技能２号」の対象を、現在の２分野から１１分野に拡大する運用方針を決定した。経済界は少子高齢化に伴う労働力不足の解消のため、分野拡大を求めていた。意見公募（パブリックコメント）を経て、法務省令などを改正する。

今後、技能実習から特定技能に移行していく

技能実習と特定技能



	対象	在留期間	家族帯同
特定技能2号	2分野 ⇨11分野	更新の 上限なし	○
特定技能1号	16分野	最長5年	×
技能実習	87職種	最長5年	×

1号から２号への移行も徐々に

1号	2号
①建設 ②造船・舶用工業	
③ビルクリーニング ④製造業(産業機械など) ⑤自動車整備 ⑥航空 ⑦宿泊 ⑧農業 ⑨漁業 ⑩飲食料品製造業 ⑪外食	新たに9分野を 2号の対象に追加
⑫介護	

普通の就労ビザと何が違うのか？

就労ビザ＝専門知識・経験を生かして働くビザ

一般的には「就労ビザ＝技術・人文知識・国際業務ビザ」

技術・人文知識・国際業務ビザの場合、大学や日本の専門学校を卒業した人か
特定の分野の実務経験がある人が取得できる。
技術・人文知識は10年、国際業務は3年の経験が必要。

特定技能ビザ＝就労分野の試験に合格して働くビザ

特定技能ビザは取得にあたり学歴や経験の要件はない。
所定の技能水準試験・日本語能力試験に合格することで、取得できる。
特定技能ビザには1号と2号があり、それぞれ就労できる分野や期間が異なる。

特定技能1号の特徴

働き手は転職が可能に

①技能実習等未経験者

- 技能評価試験
- 日本語試験

②技能実習等経験者

- 技能実習2号を良好に修了した者

特定技能1号：転職ができる

特定技能1号の特徴

16分野と限定的

鉄道
林業
介護
工業製品製造業
漁業
造船・舶用工業
飲食料品製造業
宿泊
木材産業
外食業
農業
建設
ビルのクリーニング
宿泊
航空
自動車運送業

4．話題の「特定技能」：メリット・デメリット

	特定技能制度1号	特定技能制度2号
在留期間	最長5年間	在留カードを更新し続ける限り 滞在が可能 →取得してから10年を超えると永住権の申請が可能に
技能・日本語水準	技能、日本語ともに 試験等で確認。 （※技能実習２号を良好に修了したものは免除）	技能は試験等で確認。 日本語は試験不要
家族帯同	基本的に認めない	要件を満たせば可能 （配偶者、子）



更新にあたって、受け入れ企業側が準備する必要書類はこちらからご確認いただけます。（https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/specifiedskilledworker.html）



特定技能の課題

企業にとっては技能実習と違いがあまりない！！

・企業の負担（給与以外に発生する費用）

項目	費用
①年間支援費	24万円
②紹介手数料	40万円
③在留資格許可申請にかかる諸費用	14万円
給与以外に発生する費用	78万円

＋

・長期的な労働力確保が難しい

最長５年

という制約

※特定1号の場合

企業側デメリットも
認識しておきましょう

目次

1. 「就労ビザ」とは？
2. 就労資格ないのに働ける？「留学生」ビザの特徴
3. 不法就労のリスク
4. 話題の「特定技能」：メリット・デメリット
5. 職種、業種を問わず日本で働くことができる在留資格

日本人と同じように働ける在留資格

永住者

日本での永住許可を
受けた者

日本人の配偶者など

日本人の配偶者・
実子・特別養子

永住者の配偶者など

永住者の配偶者・
日本で出生し引き続き
在留している子

定住者

日系三世・
外国人配偶者の連れ子
など

　これら4種類は日本人と同じく、自由に就職・転職活動を行うことができます。逆を言えば、上記の4種類以外の在留資格では、在留資格で許可された範囲内での就労か、そもそも就労できないものになります。
　例えば工場の製造ラインで製品の袋詰めをするような「単純作業」は、上記の4つの在留資格を持った外国人であれば従事することができます。ですが、**「技術・人文知識・国際業務」の在留資格を持った外国人は、**デザイナーやエンジニアとして働くことはできますが、**単純作業に従事することは認められていません。**もしそのような単純作業を行う業務を、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格を持った外国人にさせてしまうと「不法就労」として外国人も会社も罰則を受けることになりますので、注意してください。

永住することのメリット

永住権を取得することで以下のようなメリットを得ることができます。
しかし一方でその審査は非常に厳しく、手続きに必要な書類も膨大な数になるようです。

- 在留資格の制限がなくなる
- 在留期間の制限がなくなる
- 在留期間や在留資格にともなう心理的負担から解放される
- 社会的信用に繋がり、ローンなども組みやすくなる

永住権取得の基本要件

永住権を取得するための明確な定義はなく、個別の事情や状況を考慮し、
以下のような要件から総合的に判断されます。

10年以上継続して、日本に在留している

現在の在留資格の最長の在留期間を取得している

素行が善良である

独立の生計を営むに足りる資産または技能を有すること

その者の永住が日本の利益に合致する

弊社紹介

ガイダブルジョブス

在留外国人に特化した求人媒体

- 登録者数約47万人
- 累計契約社数4000 社以上
- 採用決定率70%以上
  ※サポートプランが対象



Guidable Mission

日本経済を、もっと多国籍に。

Guidable Japan

外国人向けメディア事業



外国人の「知りたい」
日本企業の「知ってもらいたい」

ガイダブルジョブス

外国人採用支援事業



外国人の「働きたい」
日本企業の「採用したい」

Guidable Marketing

外国人向けリサーチ/PR事業



外国人の「働きたい」
日本企業の「調査したい」

会社概要・お問い合わせ

会社名	Guidable（ガイダブル）株式会社
所在地	〒100-0004 東京都千代田区大手町1-1-3 大手センタービル 5階
設立	2015年11月
役員	代表取締役社長：告野 崇　代表取締役副社長：北川 浩史
事業内容	外国人向けHR事業 外国人向けメディア運営 外国人向け調査/マーケティング事業



https://guidablejobs.jp/#contact

https://guidablejobs.jp/